

夕陽丘基金は、
DVの根絶、被害者の保護と自立、
再出発への願いを込めた基金です。

【夕陽丘基金について】

「夕陽丘基金」は、大阪市が行う施策と連携して、現在の公的制度で十分な支援が受けられない状況にあるDV被害者やその同伴者(おもに子ども)に対して、経済的な援助を行い、心身の回復を図り、自立を支援することを目的に、2004年3月23日に大阪市の女性団体などが設立しました。「夕陽丘基金」は、すべて市民のみなさま一人ひとりの募金から成り立っています。

【ひとりではない、と伝えたい】

「着の身着のままで避難してきたDV被害者への援助を」という想いから始まった夕陽丘基金。コロナで世の中がしんどい今こそ、被害者の方に想いを寄せて、この活動の輪を広げていきたいと思っています。少しずつでもみんなの気持ちが重なって、支援の必要な人へ届くよう、私たちの力を合わせていきましょう。

●夕陽丘基金のマークは手のひらとハート
「助け合い」の想いの重なりをあらわしています。



【ご支援・ご寄付のお願い】

「夕陽丘基金」は、個人や団体のみなさまからの寄付で成り立っています。
ご寄付いただいたお金は、緊急一時保護施設等に入所されたDV被害者の方の保護命令等の手続き費用や生活費、医療費等の支援やDV防止にむけた啓発活動などに活用させていただきます。

みなさまからの温かいご支援を
どうぞよろしくお願いします。

ゆうちょ銀行振替口座
口座番号：00990-7-190552
口座名称：夕陽丘基金

夕陽丘基金
ホームページ



【発行・お問合せ】「夕陽丘基金」運営委員会事務局 (一財)大阪市男女共同参画のまち創生協会内
〒543-0002 大阪市天王寺区上汐5-6-25(クレオ大阪中央内) TEL:06-7656-9040 / FAX:06-7656-9045



DVの防止 被害者の保護・自立支援のための

夕陽丘基金ニュース

第18号



特集01 「次に必要とする方へ」DV被害当事者が語る、これからのこと

女性支援施設 入所者の方へのインタビュー

特集02 困難を抱える女性への支援法までのあゆみ

弁護士／億智栄さん

特集03 忘れられない一枚の立て看板のこと

夕陽丘基金運営委員・ジャーナリスト／細見三英子さん

活動報告 令和3年度 夕陽丘基金 活動報告

「次に必要とする方へ」

DV被害当事者が語る、これからのこと



内閣府の2020年の調査によると、全国296か所にある「配偶者暴力相談支援センター」に寄せられた配偶者等からの暴力被害の相談件数は12万件超。(令和4年3月31日)

DV（ドメスティック・バイオレンス/配偶者など親密な関係にある人・あった人からの暴力）から避難してきた方の中には、住む場所を失うだけでなく、生活に必要なものを持って逃げることができなかったり、人間関係を制限され心理的にも頼れる先がないという方が少なくありません。

被害者の心の傷は深く、もう一度社会で自立し居場所を築くためには、多くの困難が待ち受けています。

インタビューをさせていただいた施設は、大阪市内で生活困窮やDV被害など様々な事情から保護が必要な母子を受け入れ、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する母子生活支援施設です。生活支援やカウンセリング、就労のサポートをはじめ、母子が穏やかな生活を取り戻し、社会復帰できるようサポートをしています。

その中で、自立に向けて歩みを進める入所者の女性にお話を伺いました。

どのようなきっかけで入所をされましたか？

私の場合は、元夫から精神的・経済的なDVを受けていました。

仕事をさせてもらはず、明日食べるものにも困る状況。当時は借金をしてでも、夫の元から離れて娘と暮らすつもりでしたが、友人に相談したところ、助成金や公的な支援を受けるようすすめられ、行政の離婚前相談に申し込みました。

ところが、行政からはなかなか連絡がこなくして、その間にDVを受ける可能性もあり、「これからどうなるの？」と緊張の毎日でした。

●母子生活支援施設の様子



母子の部屋(居間)

(台所)

机や電子機器、寝具や食器など、生活に必要なものが備えられています。

結局、自分からもう一度、行政に電話をかけ、離れて暮らしたい意思を伝えました。

それからすぐに、施設の見学をして、入所が決まりました。家賃や暮らし方もわからないまま、娘と二人、身一つでここへやってきました。

入所当初、お財布の中には数千円。電話も解約しました。

娘は転校することを知らず、やはりショックを受けていました。入所当初はずっと泣いていて、週明けに「学校に行きたくない」とぐずつく時もありましたが、新しい学校で友だちにたくさん話しかけてもらったり、施設職員や学童の先生のサポートもあり、「ここに来てよかったです」と話すまでに。地域に支えられた、と感じました。

これからについて、何か考えていることはありますか？

来年にはここを出ることを考えています。早く退所して、次に必要とする人へ受け渡したい。

「仕事をして、自立して暮らすこと」それが、今の願いです。

夕陽丘基金の助成金をご活用いただきました。

夕陽丘基金の助成金で、洗濯機・DV D・衣料などをご購入いただきました。

洗濯機は部屋に設置し、DV Dはリスト化して各部屋に貸し出しを行っているそうです。このような余暇を充実させるための支援は、入所してすぐの子どもたちの心の支えになるだけでなく、新しい生活に向けて心の余裕が無くなってしまう母親の助けにもなるとのこと。新作映画のDV Dは予約待ちになることも。

有効にご活用いただけていること、とても嬉しく思います。

わたしたちにできるサポートは、何かありますか？

助けてもらうことに慣れたくないという気持ちがあります。就業しやすいよう子どもを預かってもらえる仕組みがあればいいと思います。また、サポートを受けられるまでの期間、分からないことだらけでとても不安な時間を過ごしました。少しでも、支援に関する情報やステップが見えていたら安心につながったのかなと思います。

DV被害者への支援制度、利用できる行政サービスに関する情報は、行政機関に集約されていることが多く、利用するための手続きには行政機関に行く必要があります。

ですが、経済的に苦しい状況では仕事を休むことが難しかったり、DVの被害を受けていることもあります。行政機関に行く時間や機会をつくるのが難しいことも少なくありません。行政機関に行けない場合でも、支援につながることができる、そんな社会になることを願っています。



困難を抱える女性への支援法までのあゆみ



億智栄さん 弁護士

大阪弁護士会所属。同会人権擁護委員会第7部会(両性の平等)委員。2000年10月に弁護士登録し、たまたまDV被害者のための法律相談を担当したこときっかけに、以来、DV被害者の離婚事件を多く手掛けています。話しやすい雰囲気を作り、メリットとデメリットを明確にお伝えして、後悔の無い選択ができるように心がけています。

困難女性支援法の成立

令和4年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」)が衆議院本会議で可決成立しました。令和6年4月に施行されることになっています。これまで、DV被害者や貧困に苦しむ女性たちが行政からなんら支援されずに放置されてきたわけではありません。ただ、その根拠となる法律は、昭和31年に制定された「売春防止法」でした。

売春防止法とは

売春防止法は、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」に対して「補導処分」と「保護更生の措置」を行い、売春を防止することを目的として定められた法律です。もっぱら、「女子の更生」、すなわち、性道徳や社会の善良な風俗を乱す女性たちを立ち直らせてまっとうな道を歩ませるという、上から目線の法律でした。

文言も、「補導」「指導」「更生」「収容」「処分」という刑事法的な言葉が並び、要保護女子の背景事情への共感もなく、支援という発想も伺いしれないものでした。それもそのはずで、売春防止法は、刑事処分・補導処分と保護更生の大きく2つのカテゴリーに分かれており、前者は刑法の一つですから、大まかには「売春防止法=刑法」と分類されてもおかしくはないのです。



配偶者暴力防止法の成立

平成13年には、配偶者暴力防止法(以下「DV防止法」)が制定されました。DV防止法制定前から、配偶者からの暴力に苦しむ女性に対する相談や支援は、売春防止法の趣旨を超えて婦人相談所がその役割を果たしていましたが、DV防止法の制定に



貧困やDV、虐待などで居場所がない女性への公的支援

売春防止法による婦人保護

- ・1956年の制度から抜本改正なし
- ・一時または中長期的な保護の実施:婦人保護施設
- ・「補導」や「更生」がメイン
- ・DV防止法制定以降は、売春防止法上の「婦人相談所」「婦人保護施設」「婦人相談員」がDV被害者の支援機能を担う

とはいって、売春防止法には「保護更生」カテゴリーがあったことから、各都道府県に婦人相談所の設置を義務付け、かつ、要保護女子の収容保護施設(婦人保護施設)を設置できるとされました。また、要保護女子からの相談を受け、必要な「指導」を行うべき婦人相談員も、売春防止法を根拠とした存在でした。

売春防止法は、「売春を行うおそれのある女子」を要保護女子としましたが、これでは、女性であれば誰でもこのカテゴリーに入ってしまいます。そのため、社会情勢が変化して、狭い意味での「売春を行うおそれのある女子」が減少の一途を辿る一方で、配偶者からの暴力などから逃れて行き場のない女性など様々な理由から保護を必要とする女性たち(困難女性)の支援の受け皿になってきました。

よって、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を付加された存在となりました。女性保護施設も、DV被害者の保護施設の機能も託されました。忘れてはならないのが、売春防止法とは一線を画して、広く困難女性への支援をしてきた民間シェルターや社会福祉法人等の民間団体、児童福祉法に基づく母子生活支援施設の存在です。DV防止法は、様々な福祉機関や民間団体とのネットワークを構築する契機となりました。

DVだけでなく、複数の困難を抱える女性への支援を!

困難を抱える女性たちは、DV被害者だけに限りません。配偶者からの暴力被害を受けた女性の保護はDV防止法によって確立されましたが、DV被害者ではないが困難を抱える女性への支援の根拠法が結局、売春防止法しかないという現実に、長年、女性支援に携わってきた人々は、鬱々とした思いを募らせてきました。新自由主義経済の名の下に修正不可能なまでに経済格差が広がり、中間層が薄くなり、貧困の拡大と深刻化は著しいです。

虐待を受けてきた女性には戻るべき家庭(実家)

困難女性支援法による女性の自立支援

- ・2022年5月衆議院本会議可決、2024年4月施行
- ・一時または中長期的な保護の実施:女性自立支援施設
- ・「補導」や「更生」から「自立支援」がメインに
- ・今後、基本方針が策定される

が失われています。家庭内暴力や家庭内で搾取の被害に遭っている単身女性など、複雑かつ多重的な困難を抱える女性達を支援するには、「補導処分」「保護更生」を趣旨とする売春防止法ではもはや対応不可能でした。

加えて、スマートフォン等のデジタルデバイスの普及によって、売春(援助交際やパパ活)するおそれのある女性を保護するニーズは高まっていますが、それはその女性の立場にたった福祉的な援助が必要なのであって、「補導処分」「更生保護」ではないのです。

そして、「困難女性支援法」が制定され、売春防止法上の「補導処分」「保護更生措置」といった条文は一斉に削除され、婦人保護施設は女性自立支援施設と改称されて、「自立支援のための施設」と明確化されました。支援ニーズを持つのではなく発見することや、当事者の意思を尊重した支援、心身の健康の回復や自立のための支援を切れ目なく実施するなど、定められた理想を実現するためには、行政機関のみならず民間団体その他一人一人の市民の協働が不可欠です。今後は、厚生労働大臣が施策に関する基本方針を発することになります。

みなさま、ご注目をお願いいたします。

支援情報ご案内 令和4年度 大阪市女性のつながりサポート事業

▶大阪市女性のつながりサポートLINE相談

悩みやお困りごとをひとりで抱え込んでいませんか?一人で悩まずお気軽にご相談ください。



まずは、QRコードで友だち登録を。

各種相談窓口やサポート情報もお届けしています。

▶生理用品の配布

様々な事情で生理用品入手が困難な方(大阪市在住・在勤・在学の女性)へ生理用品を1人1パック、無料でお渡ししています。

◎配付場所 区役所自立相談支援窓口

大阪市立男女共同参画センター(クレオ大阪)など

●詳しくはホームページをご覧ください。



「忘れられない 一枚の立て看板のこと」

「売春防止法」から「DV防止法」、そして「困難女性支援法」へ。女性をめぐる法律の変遷を思いながら、ある一枚の立て看板を思い出しました。

国際婦人年（1975年）の10周年を記念して、ケニアのナイロビで開かれた世界女性会議でのこと。アフリカの飢餓、イスラエルとパレスチナの対立、いまだに女性を縛る各国の慣習など、さまざまな主張が並んだ立て看板の中に、その一枚がありました。髪をスカーフできつく覆った横顔は腫れており、隠すようにうつむいた右目の周りはひときわ黒ずんでいました。その、うつろな瞳。これがDVなのか…。しばし言葉を失いました。

その頃、日本の女性たちの怒りは、昭和31年制定の売春防止法に向けられていました。「春を売る女性、売らせる業者は罰するのに、なぜ買う者は問われないのか」と女性たちは問い合わせ、「売春は売買春だ」という認識が広がりました。

ところがDVについては“家庭内の事情”とみなされ、公の統計などはありませんでした。世界で問題になっていることが日本にないとは考えられないと、女性たちから強い声が上がり、DV防止法の制定（平成13年）へと前進します。

大阪の女性たちが、DV被害女性を支える「夕陽丘基金」を発足させたのは、この3年後です。

「困ってる人を助けるのは当たり前」「私たちにできる支援を考えよう」といち早く基金は動き出し、来年20周年を迎えます。



私が映画を解説します！
P.7下部「サンドラの小さな家」

細見三英子さん
(夕陽丘基金運営委員・ジャーナリスト)

産経新聞記者として、ナイロビ国際婦人会議や北京女性会議を取材、フリーに転向後も、女性や家族、教育問題などを中心に手がける。

基金には、女性会からの寄付はもとより、チャリティバザー、講演会、映画会などの企画、また、国際婦人年をきっかけに女性の自立や社会参画をめざす多くの女性ネットワークの賛同が寄せられています。「女性の地位向上という目標が同じなら、主義主張はひとまず置いといて」というおおらかさが基金の特長で、毎年100万円近い寄付金が寄せられています。

DVから着の身着のままで逃げてくる、逃げる交通費さえない、明日から子どもを学校へ通わせたい、保護命令を申請する費用がない…。切羽詰まった被害者を速やかに受け入れ、しばし休息の期間を与え、自立への道と一緒に考える費用として、これらの寄付金は市内各地の女性保護施設で活用されています。

コロナ下で、女性の困窮は世界各地でいっそう深刻化しています。女性の人権が軽んじられ無視される社会は、戦争や社会不安と背中合わせであります。警察庁に寄せられる年間のDV相談件数が8万件を超えたという報道を見るたびに、あの立て看板の女性のまなざしを思い返します。

ひとりで悩まないで、まずは相談してください。
メールでも相談できます！

【大阪市配偶者暴力相談支援センター】▼DV相談
●DV電話相談 06-4305-0100
(月～金 9:30～17:00)



【クレオ大阪女性総合相談センター】
●悩みの電話相談 06-6770-7700
●総合相談受付(面接相談予約) 06-6770-7730
(火～土 10:00～20:30 / 日・祝 10:00～16:00)



温かいご支援を、ありがとうございました。

令和3年度 夕陽丘基金 活動報告

1. 寄付金等 収入総額 580,513円

(1) 寄付金・募金	
大阪市地域女性団体協議会	145,387円
団体・グループ・個人	276,615円
(2) チャリティグッズ売り上げ	25,400円
(3) 貸付返済金	133,000円
(4) 利子・雑収入	111円



2. 緊急一時保護施設入所のDV被害当事者への資金貸付 383,000円/17件

(内訳)	●生活費：329,000円/15件	●交通費：28,000円/4件
	●医療費：19,000円/3件	●手続き費用：7,000円/2件

3. 団体への助成金の交付 600,000円/6件

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、活動が困難となる被害者支援団体が少なくない中、DVや性被害などの暴力被害により保護が必要な女性等への一時保護・シェルターを運営している被害者支援団体(6団体)に、緊急一時金を交付しました。

寄付につながる フェアトレードコーヒー販売。

売上の利益が、DV防止の啓発や被害者支援のための夕陽丘基金への寄付になる「夕陽丘基金フェアトレードコーヒー」の販売を開始します。

(購入に関するお問合せは夕陽丘基金事務局まで。)



フェアトレードコーヒー(税込)
2パック入り500円、5パック入り1,000円

上映会を開催します。

令和4年度大阪市男女共同参画普及啓発事業

「サンドラの小さな家」映画上映＆解説トーク (日本語字幕)

日常生活の中にも潜む女性への暴力。アイルランドを舞台にシングルマザーの貧困やDVをテーマにした映画の上映と解説を通して、暴力のない社会のためにできることを考えてみませんか？

●日時 11/26(土) 13:00～15:30 ●会場 クレオ大阪東

●定員 250名(先着申込順) ●参加費 無料

●申込・問合せ 大阪市男女いきいき財団

電話 06-7656-9040 (火～日：9:30～21:00)

FAX 06-7656-9045

ホームページ ➤➤



【あらすじ】暴力を振るう夫のもとから2人の幼い娘と共に逃げ出ましたが、公営住宅になかなか入所できず、ホテルでの仮住まいの生活から抜け出せないシングルマザーが、手頃な家を自分たちで建てようという娘のアイデアをきっかけに、仕事仲間やその友人たちと一緒に小さな家を作るなかで、自分の人生を再建していく。